

◎新潟県告示第1358号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年12月24日

新潟県知事 花 角 英 世

事業者の名称		主たる事務所の所在地		事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
新	医療法人 徳新会	新	三重県四日市市久保田 二丁目1番2号	介護老人保健施設優和 の里		村上市勝木1340 -1	令和6年10月1日
旧	医療法人 徳洲会	旧	大阪市北区梅田一丁目 3番1-1200号				
新	医療法人 徳新会	新	三重県四日市市久保田 二丁目1番2号	新	山北徳新会病院	村上市勝木1340 -1	令和6年10月1日
旧	医療法人 徳洲会	旧	大阪市北区梅田一丁目 3番1-1200号	旧	山北徳洲会病院		
新	医療法人 徳新会	新	三重県四日市市久保田 二丁目1番2号	新	山北徳新会介護医 療院	村上市勝木1340 -1	令和6年10月1日
旧	医療法人 徳洲会	旧	大阪市北区梅田一丁目 3番1-1200号	旧	山北徳洲会介護医 療院		
新	医療法人 徳新会	新	三重県四日市市久保田 二丁目1番2号	新	山北徳新会介護セ ンター	村上市勝木1340 -1	令和6年10月1日
旧	医療法人 徳洲会	旧	大阪市北区梅田一丁目 3番1-1200号	旧	山北徳州会介護セ ンター		